

お忘れではありませんか？

年忌法要

年忌法要は、いつお勤めするのでしよう。

まず、亡くなって一年後に勤める法事が一周忌です。また、亡くなった年を一年目として数えますので、二年後が三回忌となります。次に勤めるのが、六年後にあたる七回忌です。以後、十三回忌、十七回忌…と下記の表のようになります。

法事は仏事ともいいます。意味するところは、縁ある人びとが集まってともに仏さまを敬い、その教えを聞き、僧侶を迎えて仏道を実践していく行事のことです。浄土真宗でいえば、阿弥陀仏を敬い讃えて、その本願のはたらきであるお念仏のいわれを聞き、お念仏の人生を歩むことを確認し合う集いといえましょうか。

実際に私たちが行う法事といえば、亡き人の命日をご縁に勤める年忌法要（年回法要）を思いつかれることでしょう。もちろん、葬儀も満中陰も仏法の集いですから、法事です。

この法事は亡き人をご縁に勤めることから、「亡き人のために」行う、いわゆる「追善供養」と思われがちです。すなわち、亡き人のために私たちが法事を勤めて善を積み、その功德を亡き人に振り分けて、死後の世界で少しでもよいところに生まれてもらおうという考え方です。

しかし浄土真宗においては、こうした「追善供養」は行いません。浄土真宗の教えでは、亡き人は阿弥陀仏の救いによってすでに浄土に生まれ、仏さまになっておられます。ということは、こちらから善を振り向ける必要はないのです。法事はあくまで、参拝者一人ひとりの「私のために」勤められる仏教行事なのです。

仏さまとなられた亡き人を偲ぶとき、亡き人は私たちに「いつでもどこでもどんなことがあっても、けっして見放されない阿弥陀さまを依りどころにして、人生を歩みましよう。そして、私のいる浄土に生まれて、再び会いましよう」と願われていることでしょう。その願いを聞くのが年忌法要の大切な点です。

また法事を勤めるのは、本来はやはり祥月命日かその前日の逮夜に勤めるのが望ましいです。やむを得ず日を変えてもよいと思います。勤めることが一番大切なのです。皆様のご都合のよい日を選び別院とご相談ください。

●年忌法要二〇二二年（令和3年）

一周忌	二〇二〇年（令和2年）
三回忌	二〇一九年（平成31年） （令和元年）
七回忌	二〇一五年（平成27年）
十三回忌	二〇〇九年（平成21年）
十七回忌	二〇〇五年（平成17年）
二十三回忌	一九九九年（平成11年）
二十五回忌	一九九七年（平成9年）
二十七回忌	一九九五年（平成7年）
三十三回忌	一九八九年（昭和64年） （平成元年）
三十七回忌	一九八五年（昭和60年）
五十回忌	一九七二年（昭和47年）
百回忌	一九二二年（大正11年）

※地方によっては二十五回忌を、二十三回忌と二十七回忌に分けて行う場合もあります。

※故人のご命日がわからない場合は、別院までご相談ください。

※法要会場を別院でも可能です。



●お問い合わせ

浄土真宗本願寺派

本願寺小樽別院

〒〇四七・〇〇一七

小樽市若松丁目四番十七号

☎〇三三四―二二〇七四四